

退職の場合の返戻金

弊社からの紹介によって採用された人材が貴社に入社後、明らかに対象者本人の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、弊社は受領した人材紹介料金を下記の通り貴社に返還いたします。

※貴社の責による退職・解雇の場合には、本項は適用されません。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・入社日から起算して1ヵ月以内の場合 | 紹介手数料の80%を返還 |
| ・入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内の場合 | 紹介手数料の50%を返還 |